企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

令和6年4月から人材開発支援助成金(人への投資促進コース) 長期教育訓練休暇制度・自発的職業能力開発訓練を拡充します

「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。 このリーフレットでは、人への投資促進コースの長期教育訓練休暇制度及び自発的職業能力開発訓練の改正概要及び新しい制度の適用日についてご紹介しています。

長期教育訓練休暇制度

30日以上の長期教育訓練休暇を労働者に付与する事業主への助成

賃金助成の拡充

労働者が柔軟に休暇を取得できるよう、時間単位の休暇を対象とするとともに、中小企業の賃金助成について、次の表のとおり拡充します。

| | 現行 | | 令和6年4月~ | |
|------|------------|------|------------------|-------------------|
| | 賃金助成 | 上限日数 | 賃金助成 | 上限時間数 |
| 中小企業 | - 6,000円/日 | 150日 | 960円/時 ※1 | 1,600時間 ※2 |
| 大企業 | | | 760円/時 | 1,200時間 |

※1 1日8時間換算で7,680円/日・人に拡充 ※2 1日8時間換算で200日/人に拡充

適用日

制度導入後、**1人目の休暇取得開始日が、改正後の支給要領の適用期日**(令和6年4月1日)**以降**である場合は、改正後の支給要領の要件や助成額が適用されます。

- 例①)令和6年2月1日に計画を提出し、同年3月1日に制度導入、1人目の休暇取得者が 同年4月1日から休暇を取得する場合は改正「後」の支給要領の要件や助成額が適用されます。
- 例②)令和6年2月1日に計画を提出し、同年3月1日に制度導入、1人目の休暇取得者が 同年3月10日から休暇を取得する場合は改正「前」の支給要領の要件や助成額が適用されます。

自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講する訓練の経費を負担する事業主への助成

最低訓練時間数の緩和

訓練時間数について、これまで「1コースあたりの実訓練時間数が20時間以上であること」としていましたが、「1コースあたりの実訓練時間数が**10時間以上**であること」に緩和します。

対象訓練の拡充

対象となる訓練の内容について、「職務に関連した訓練以外」も助成対象とします。

適用日

訓練開始日が、改正後の支給要領の適用期日(令和6年4月1日)**以降**である場合は、改正後の支給要領の 要件が適用されます。

人材開発支援助成金



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



